

南国市若年がん患者在宅療養支援事業交付要綱

令和 7 年 3 月 1 8 日 告示第 2 2 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、若年のがん患者が住み慣れた自宅等で自分らしく過ごせるよう、在宅での療養に対して支援を行うことにより、患者及びその家族の負担の軽減を図ることを目的とする南国市若年がん患者在宅療養支援事業（以下「支援事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支援事業の内容）

第 2 条 南国市は、前条に掲げる目的を達成するため、若年のがん患者に対して、南国市若年がん患者在宅療養支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

（補助対象者等）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となるサービス（以下「補助対象サービス」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

（利用申請）

第 4 条 補助対象者又はその代理人（以下「利用申請者」という。）は、支援事業による支援を受けようとする場合は、補助対象サービスの利用前に、南国市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（利用決定等）

第 5 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、支援事業を利用させることを決定したときは南国市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定通知書（様式第 2 号）により、支援事業を利用させないことを決定したときは南国市若年がん患者在宅療養支援事業利用申請却下通知書（様式第 3 号）により、利用申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による支援事業の利用の決定に係る補助対象者（以下「利用者」という。）が支援事業により補助対象サービスを利用できる期間（以下「有効期間」という。）は、前条の規定による申請の日以後の補助対象サービスの利用を開始した日（第 1 号において「利用開始日」という。）から次の各号に掲げるいずれか早い日までとする。

- (1) 利用開始日から起算して 1 年を経過する日
- (2) 利用者の 4 0 歳の誕生日の前日

(変更承認等)

第6条 利用申請者は、有効期間において次の各号のいずれかに該当したときは、南国市若年がん患者在宅療養支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、当該変更等について市長の承認を受けなければならない。

- (1) 前条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。ただし、別表の補助対象サービスの項第3号又は第4号に掲げる福祉用具の品目の変更その他市長が認める軽微な変更のみの場合を除く。
- (2) 利用者が補助対象サービスを利用する必要がなくなったとき。
- (3) 利用者が補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、変更等の可否を決定し、南国市若年がん患者在宅療養支援事業変更（廃止）承認等通知書（様式第5号）により、利用申請者に通知するものとする。

(交付決定の効力の停止又は取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の規定による支援事業の利用の決定の効力を停止し、又は利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 症状の悪化等により、利用者が補助対象サービスを利用することが困難であると認められるとき。
- (2) 利用者が補助対象サービスを利用することが適当でないと認められるとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の決定を受けたと認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による利用決定の効力の停止又は利用の決定の取消しを行ったときは、南国市若年がん患者在宅療養支援事業利用決定停止（取消）通知書（様式第6号）により、利用申請者に通知するものとする。

(支援事業の継続利用)

第8条 利用者は、有効期間満了後も、1回に限り引き続いて支援事業を利用することができる。

2 前項の規定により引き続いて支援事業を利用する場合においては、従前の有効期間を1年間延長するものとする。ただし、当該延長後の期間中に利用者が40歳に達する場合は、40歳の誕生日の前日を新たな有効期間の末日とする。

3 第4条から前条まで（第5条第2項を除く。）の規定は、前項の規定により引き続いて支援事業を利用する場合において準用する。この場合において、第4条中「補助対象サービスの利用前」とあるのは、「有効期間の満了日前」とする。

(交付申請及び交付請求)

第9条 利用申請者又は利用者から補助金の交付の申請及び請求並びに受領に関する権限の委任を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市若年がん患者在宅療養支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第7号）に関係書類を添えて、補助対象サービスに係る支払日の属する年度の末日までに市長に提出

しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付の申請は、月を単位として3箇月分まとめてこれを行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 3箇月分未満の状況で当該年度の末日に至るとき。

(2) 利用者の経済的事情その他利用者が3箇月未満の月数で申請することについてやむを得ない事情があると認められるとき。

(交付決定等)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請書兼請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すると決定したときは補助金を交付し、補助金を交付しないことを決定したときはその旨を利用者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、利用者が偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象者	次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 第4条の規定による利用の申請時点において、南国市に住所を有し、次のいずれかに該当すること。 ア 20歳以上40歳未満であること。 イ 18歳以上20歳未満であって、小児慢性特定疾病医療費の支給その他のがん患者に対する公的な支援・補助制度を受けていないこと。 (2) 一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと医師に判断されたがん患者（がんの治癒を目的とした治療を行わない者に限る。）であること。 (3) 在宅療養上の生活支援又は介護が必要であること。 (4) 他の事業又は助成制度等により、補助対象サービスと同様のサービスの利用又は当該利用に対する助成を受けることができないこと。 (5) 南国市税等を滞納していないこと。		
補助対象サービス	次のとおりとする。 (1) 訪問介護（がん患者の居宅において行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。） (2) 訪問入浴介護（がん患者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。） (3) 福祉用具貸与（がん患者が居宅で利用する福祉用具であって、次の表に掲げるものの貸与を受けることをいう。） <table border="1"><tr><td>車椅子 車椅子付属品（電動補助装置等） 特殊寝台 特殊寝台付属品（サイドレール等） 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり（工事を伴わないもの） スロープ（工事を伴わないもの） 歩行器 歩行補助杖 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 自動排泄処理装置</td></tr></table> (4) 福祉用具購入（がん患者が居宅で利用する福祉用具であって、次の表に掲げるものを購入することをいう。）。ただし、当該がん患者が小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業による給付を受けた場合は、対象としない。 <table border="1"><tr><td>腰掛便座 自動排泄処理装置の交換部品 排泄予測支援機器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分</td></tr></table> (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの	車椅子 車椅子付属品（電動補助装置等） 特殊寝台 特殊寝台付属品（サイドレール等） 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり（工事を伴わないもの） スロープ（工事を伴わないもの） 歩行器 歩行補助杖 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 自動排泄処理装置	腰掛便座 自動排泄処理装置の交換部品 排泄予測支援機器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分
車椅子 車椅子付属品（電動補助装置等） 特殊寝台 特殊寝台付属品（サイドレール等） 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり（工事を伴わないもの） スロープ（工事を伴わないもの） 歩行器 歩行補助杖 移動用リフト（つり具の部分を除く。） 自動排泄処理装置			
腰掛便座 自動排泄処理装置の交換部品 排泄予測支援機器 入浴補助用具 簡易浴槽 移動用リフトのつり具の部分			
補助対象経費	1 補助対象者が利用した補助対象サービスに要した費用とする。 2 前項の規定にかかわらず、交通費、食事療養費、文書料その他市長が適当でないと認める費用は、補助の対象としない。		
補助金の額	1月当たり、次に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、予算の範囲内で交付する。 (1) 次号に掲げる補助対象者以外の補助対象者 補助対象経費の額の9割に相当する額と54,000円のいずれか少ない額 (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である補助対象者 補助対象経費の額と60,000円のいずれか少ない額		

備考 表中「福祉用具」とは、心身の機能が低下し日常生活を営むことに支障があるがん患者の日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のための用具であって、がん患者の日常生活の自立を助けるものをいう。ただし、「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成12年1月31日付け老企第34号厚生省通知）により示された基準に準拠するものに限る。